

意見募集結果

No.	意見	対応
1	p15～p18 3海岸漂着物の種類 令和6に海岸の調査を実施しているようですが、記載されているデータは平成25年度のものであります。最新のデータを載せる必要があると思います。	○次回策定時の参考とさせていただきます。
2	p20 (2) 回収・処理の課題 「海岸漂着物等のほとんどは島外へ搬出し、本土で処理しており、～」の部分で、海岸漂着物の種類のうち、本土で処理している種類、島内で処理している種類それぞれを解りやすく記載するべきです。	○以下の通り修正しました。 P20 →「海岸漂着物等のほとんどは廃プラスチック類のため島外へ搬出し、本土で処理しており、」
3	p21 <コラム> ボランティアによる回収 住民等が回収したごみは、家庭ごみと同じ扱いとなるため小笠原村が回収処理するものだと考えますが、なぜ海岸管理者からの委託なのか疑問です。	○海岸漂着物処理法で海岸管理者等はその管理する海岸において海岸漂着物等の処理の責任が規定されています。
4	p21 (3) 環境教育・普及啓発の実施状況 海岸漂着物の発生抑制を目的とした普及啓発活動として「総合学習の一環としての海洋ごみに関する授業を実施している。」とありますが、具体的にどのような発生抑制対策について学習を行っているのか記載するべきです。	○個別具体的な内容のため、コラムへの記載は省略しますが、各年代に応じた発生抑制対策についての学習を行っています。（P41参照）
5	p22 (4) 環境教育・普及啓発の課題 ここでは、環境教育・普及啓発についてどのような課題があるのか明記されていません。記載するべきではないでしょうか。	○以下の通り修正しました。 P22 →今後、住民等だけでなく観光客等の来島者に対する更なる普及啓発の推進が重要であることから、情報発信をさらに強化するとともに、子供から大人まで幅広い年齢層を対象として海岸漂着物等の様々な課題と対応策を学び、自らの行動につなげる機会を増やすことにより、海岸漂着物等に係る発生抑制、海岸清掃の取組を促進していくことが望まれる。
6	p25 2目指すべき姿・目標 ・海岸漂着物量の経年の変化の傾向を捉えることができる。 p43 1モニタリングの実施 上記の2つの項目は関連するものと思えますが、都はどのようなモニタリングを実施して海岸漂着物量の経年の変化の傾向を捉える方針なのか記載するべきです、また、その結果は今後公表されるべきです。	○P19に小笠原諸島での年度ごとの回収量を記載しています。

No.	意見	対応
7	p25～p29 海岸漂着物処理推進法における関係主体の役割分担の考え方 冒頭に「海岸漂着物対策に取り組む上での関係主体の役割分担は、海岸漂着物処理推進法における次の（１）から（６）までの考え方を基本としつつ、小笠原諸島における実情を踏まえ、地域で連携・協力できるような本計画の中で定めていく。」 とありますが、小笠原諸島における実情を踏まえた役割分担が本計画の中に見当たりません。「４ 関係主体間の相互協力」の部分なのかとも思いましたが、この項目についても一般的な記述しかありません。	○小笠原諸島での処理対策は基本的方向を踏まえた海岸漂着物の円滑な処理対策の方針（P31参照）及び対策内容（P37、P38、P41参照）に記載しています。
8	p31 ２ 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域海岸）の設定 重点区域海岸の選定について、以下の３点意見があります。 ・海岸利用については「海水浴、サーフィン、スノーケリングなどの海岸利用が多い海岸」とありますが、漁業、カヌーツアー、自然ガイド、ダイビングボートの休憩地などの海岸利用についても考慮されるべきです。	○海岸利用については海水浴、サーフィン、スノーケリングなどとしており、海岸の利用状況により考慮しています。
9	p32 （１）設定の方法 ・自然環境について、ウミガメの産卵・孵化に重点が置かれており、これはウミガメの産卵・孵化に対して海岸漂着物が影響しているとの考えなのかと思いますが、どの程度影響があるのか、コラムなどで紹介するべきです。	○いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	p32 （１）設定の方法 ・自然環境について、小笠原諸島はp6に記載されているとおり国立公園をはじめ様々な保全地域・保護区に指定されており、また p8（7）動植物・生態系に記載のあるように貴重な生態系を有していますが、本計画を読むと自然環境についてはウミガメの産卵・孵化や海鳥の繁殖以外の視点で海岸漂着物の対策を行わない方針なのかと感じます。この点は疑問です。	○いただいたご意見は関係主体と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	p37 ３ 対策内容 表中に「海岸漂着物等の処分に関しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先する。」とありますが、どのような海岸漂着物の種類についてリユース、リサイクルを優先する方針なのか周知を図るため記載するべきです。	○海岸漂着物は劣化状態が様々であるため、可能な限りリユース、リサイクルを優先するとしています。

No.	意見	対応
12	p39 (2) 災害時以外の対応 冒頭に記載されている「災害などに起因せず大量又は大型の海岸漂着物が漂着した場合」については、例えば船舶事故による木材などの積荷、放棄された船舶など様々なケースが想定されると思いますが、なぜ代表的な例えの記載が鯨類やアオウミガメなのでしょう。これらについては本計画で取り扱わなくても既に「鯨類座礁対処マニュアル」等を通じた対応策がなされていると思われ、海岸漂着物の対策計画にあらためて記載する必要性があるのか疑問です。	○「海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画作成のための手引き 令和3年6月」において災害等の緊急時における対応について記載することが望まれるとあり、小笠原諸島という地域的な特性を反映し記載しています。
13	p40 (5) 漂流ごみ等への対応 記載されているとおり、漂流ごみは船舶の航行の障害や漁業操業の支障となるため回収処理対策は重要だと思われます。しかしながら突発的に発生するごみでもあるため対応体制や費用の確保などについてしっかりとした備えが必要だと思われます。地域関係者で実効的な対応体制を構築し、周知が必要だと考えます。	○関係主体間で連携協力を図り円滑な処理を推進します。